

# 決済端末貸借約款

## 第1条（約款の適用）

1. 株式会社ネットスターズ（以下「当社」といいます。）は、「決済端末貸借約款」（以下「本約款」といいます。）および「キャッシュレス・消費者還元事業申込書」（以下「本申込書」といいます。）記載の内容に基づき、決済端末（以下「本端末」といいます。）をお客様に貸与し、お客様はこれを借受けます。
2. 本約款に基づく貸借契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様が本端末の貸与を申し込み、当社所定の審査の上、当社所定方法により当社が本契約の成立を拒絶する旨の通知をお客様の申込日から 30 営業日以内に行わない限り成立するものとします。

## 第2条（納入および検査）

1. 当社は、お客様に対し、本端末をお客様所定の住所に納入します。納入に要する費用は当社が負担します。また、お客様は、当社による本端末の納入に時間を要することがあることを予め承知します。
2. お客様は、当社より本端末の納入を受けた後、5 営業日以内（以下「検査期間」といいます。）に検査を完了し、当社にその可否を通知するものとし、当該検査の合格をもって引渡し完了とします。ただし、お客様が、検査期間内に当社に対し、当該検査の可否についての通知をしない場合は、検査期間の満了をもって検査を合格したものとします。
3. 前項の検査の結果、納入された本端末に不良または過不足があったときは、お客様は当社にその旨を通知するものとし、当社の費用により回収および代替品の納入（追加納入を含む）の請求をすることができます。当社は、お客様から回収、代替品の納入または追加納入を請求された場合には、直ちにこれを実施します。ただし、代替品の納入または追加納入に時間を要する場合がありますことをお客様は予め承知します。

## 第3条（瑕疵担保責任）

お客様は、引渡完了後、キャッシュレス還元事業期間中に限り、本端末に隠れたる瑕疵を発見した場合、すみやかに当社に対して通知することにより、代替品の納入、瑕疵の修補を請求することができます。なお、本条に基づく当社の瑕疵担保責任は、お客様の故意または過失に起因する故障、盗難等は対象となりません。

## 第4条（所有権および危険負担）

1. お客様は、本端末の所有権が当社に帰属することを十分に理解し、譲渡、転貸、担保提供、その他一切の処分をしてはならないものとします。
2. 納入前に生じた本端末の毀損・滅失についてはお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き当社の負担とし、納入後に生じた本端末の毀損・滅失については当社の責めに帰すべき事由による場合を除きお客様の負担とします。

## 第5条（保証）

1. 当社は、本端末に関し品質・機能・表示・安全性（製造物責任法上の欠陥が存在しないこと）・その他商品に関する事項について適用関係諸法令等に定められた品質基準、安全基準、およびその他の遵守事項に適合します。
2. 当社が前項に違反していることが明らかになった場合、当社は自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当該違反に起因してお客様が第三者からクレーム、請求または訴訟等を提起された場合、およびお客様または第三者に対して損害を与えた場合には、これにより被った損害を賠償します。

## 第6条（本端末について注意事項）

本端末を使用するには、別途 WiFi 環境の構築、設定や SIM 等の準備、設定が必要となります。これらの環境構築、準備または設定に要する費用や通信費等は、お客様自身の負担となります。

## 第7条（準拠法・管轄）

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以上）

2019年7月10日 制定